

阿倍野区人権行政推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 すべての市民の人権が尊重される心豊かで生きがいのある社会の実現に向け、区の運営を人権尊重の視点から推進していくとともに、人権教育・啓発・職員研修の取組みについて、各担当相互の緊密な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、阿倍野区役所に「阿倍野区人権行政推進委員会（以下「委員会」という）」を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員長、副委員長、委員で構成する。

- 2 委員長は、区長をもって充てる。
- 3 副委員長は、副区長をもって充てる。
- 4 委員は別表1に掲げるものをもって充てる。
- 5 委員長は必要に応じ別表2に掲げる者を委員に指名することができる。

(運営)

第3条 委員長は、委員を招集し、委員会の事務を総理する。

- 2 副委員長は委員長を補佐する。

(協議事項)

第4条 区の運営を人権尊重の視点から総合的に推進するための取り組みに関すること

- 2 区における人権教育・啓発・職員研修の取組みに関すること
- 3 その他、委員長が必要と認める事項に関すること

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(施行の細目)

第6条 この要綱の施行について必要な事項は、委員長が定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。
この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
この要綱は、平成24年9月1日から施行する。
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表 1

総務課長
区政企画担当課長
市民協働課長
教育支援担当課長
窓口サービス課長
保険年金担当課長
保健福祉課長
保健子育て担当課長
生活支援担当課長

別表 2

課長代理、保健副主幹、担当係長